

第3回太良町議会（定例会第2回）

令和3年6月4日～6月11日

議 案

令和3年第3回太良町議会（定例会第2回）

会期（案）

会 期 8日間（6月4日～6月11日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	6. 4	金	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第 2 日	6. 5	土	休 会	—	
第 3 日	6. 6	日	休 会	—	
第 4 日	6. 7	月	（ 議 案 調 査 ）		
第 5 日	6. 8	火	（ 議 案 調 査 ）		
第 6 日	6. 9	水	（ 議 案 調 査 ）		
第 7 日	6.10	木	（ 議 案 調 査 ）		
第 8 日	6.11	金	本 会 議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和3年第3回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第1号

第1日目

6月4日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 報告第1号 議案第34号 ～ 議案第46号 町長の提案理由の説明
日程第 5	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

提 出 議 案 目 録

報告第 1 号 令和 2 年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第 3 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 8 号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 3 9 号 太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 0 号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 4 1 号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 2 号 令和 3 年度太良町一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 4 3 号 令和 3 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 4 号 令和 3 年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 5 号 令和 3 年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 6 号 令和 3 年度太良町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

上記のとおり

令和 3 年 6 月 4 日

太良町長 永 淵 孝 幸

報告第1号

令和2年度太良町一般会計繰越明許費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和２年度 太良町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
4	衛生費	1 保健衛生費	円 27,616,000	円 24,016,000	円	円 23,666,000	円	円	円 350,000
6	農林水産業費	1 農業費	69,500,000	69,500,000		34,750,000	27,400,000		7,350,000
8	土木費	2 道路橋梁費	51,815,000	42,500,000		26,647,000			15,853,000
8	土木費	2 道路橋梁費	21,000,000	9,000,000		5,016,000			3,984,000
11	災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	10,856,000	10,856,000		10,495,000			361,000
11	災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	237,872,000	237,872,000		197,825,000	2,100,000	908,000	37,039,000
11	災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	220,000,000	184,000,000		122,728,000	59,900,000		1,372,000
合 計			638,659,000	577,744,000		421,127,000	89,400,000	908,000	66,309,000

議案第34号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

太良町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町税条例の一部を改正する条例

(太良町税条例の一部改正)

第1条 太良町税条例(昭和30年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第1号を第3号とし、次の2号を加える。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第2項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第3項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第38

項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の2第16項中「同意導入促進基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める。

附則第10条の4第2項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度

まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両

番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（太良町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第2条 太良町税条例等の一部を改正する条例（令和2年太良町条例第1号）

の一部を次のように改正する。

第2条のうち、太良町税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、太良町税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、太良町税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、太良町税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中太良町税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中太良町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中太良町税条例附則第10条の2第16項の改正規定並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中太良町税条例附則第10条の2第14項を同条第13項とし、同項の次に1項を加える改正規定(第14項に係る部分に限る。) 特定都

市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 号）
の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第２条 新条例第３６条の３の２第４項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

２ 新条例第３６条の３の３第４項の規定は、施行日以後に行う新条例第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による新条例第３６条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による旧条例第３６条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

３ 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和５年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 平成３０年４月１日から令和３年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号。第５項において「改正法」という。）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項及び第４項において「旧法」という。）附則第１５条第８項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３ 生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日から令和３年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第１５条第４１項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第４１項に規定する取得をいう。以下

この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第10条の2第16項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日であ

る場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第16項の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第35号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

太良町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

太良町条例第5号

太良町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

太良町病院事業の設置等に関する条例(平成22年太良町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「内科」の次に「循環器内科」を加え、同条第4項第2号中ウの次に「エ 訪問リハビリテーション」を加え、同項第3号中ウの次に「エ 介護予防訪問リハビリテーション」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第36号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

令和3年度太良町一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月13日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

令和3年度太良町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度太良町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ7,619,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金		1, 445, 406	3, 600	1, 449, 006
	2. 基金繰入金	1, 445, 403	3, 600	1, 449, 003
歳入	合 計	7, 616, 084	3, 600	7, 619, 684

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		193,702	1,400	195,102
	1. 商工費	193,702	1,400	195,102
8. 土木費		392,758	2,200	394,958
	5. 住宅費	39,349	2,200	41,549
歳出合	計	7,616,084	3,600	7,619,684

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
18. 繰入金	1, 445, 406	3, 600	1, 449, 006	
歳入合計	7, 616, 084	3, 600	7, 619, 684	

(単位:千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 国県支出金	定 財 源		一 般 財 源
					地 方 債	そ の 他	
7. 商工費	193,702	1,400	195,102				1,400
8. 土木費	392,758	2,200	394,958				2,200
歳 出 合 計	7,616,084	3,600	7,619,684				3,600

2 歳 入
(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	124,844	3,600	128,444	1. 財政調整基金繰入金	3,600	財政調整基金繰入金
計	1,445,403	3,600	1,449,003			

3 歳 出

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特	定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
					国県支出金	地方債				その他	
3. 観光費	84,474	1,400	85,874				1,400	14. 工事請負費	1,400	海中島居地域振興用地舗装工事	
計	193,702	1,400	195,102				1,400				

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	39,349	2,200	41,549					14. 工事請負費	2,200	亀ノ浦定住促進住宅環境整備工事
計	39,349	2,200	41,549						2,200	

議案第37号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

令和3年度太良町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年5月19日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

令和3年度太良町一般会計補正予算（第3号）

令和3年度太良町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ7,761,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		573,109	129,347	702,456
	2. 国庫補助金	109,932	129,347	239,279
18. 繰入金		1,449,006	12,706	1,461,712
	2. 基金繰入金	1,449,003	12,706	1,461,709
歳入	合 計	7,619,684	142,053	7,761,737

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2, 408, 160	3, 590	2, 411, 750
	1. 総務管理費	2, 287, 086	3, 590	2, 290, 676
7. 商工費		195, 102	138, 463	333, 565
	1. 商工費	195, 102	138, 463	333, 565
歳出合計		7, 619, 684	142, 053	7, 761, 737

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
14. 国庫支出金	573,109	129,347	702,456	
18. 繰入金	1,449,006	12,706	1,461,712	
歳入合計	7,619,684	142,053	7,761,737	

(単位：千円)

(歳出)							
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特	定 財 源		一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	
2. 総務費	2,408,160	3,590	2,411,750			3,500	90
7. 商工費	195,102	138,463	333,565	129,347		8,800	316
歳 出 合 計	7,619,684	142,053	7,761,737	129,347		12,300	406

2 歳入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 総務費国庫補助金	12,358	129,347	141,705	2. 緊急経済対策費補助金	129,347	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(定額)	
計	109,932	129,347	239,279				

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	128,444	406	128,850	1. 財政調整基金繰入金	406	財政調整基金繰入金	
9. ふるさと応援寄附基金繰入金	1,115,300	12,300	1,127,600	1. ふるさと応援寄附基金繰入金	12,300	ふるさと応援寄附基金繰入金	
計	1,449,003	12,706	1,461,709				

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債				その他		
1. 一般管理費	330,811	3,590	334,401			3,500	90	17. 備品購入費	3,590	庁舎用備品	
計	2,287,086	3,590	2,290,676			3,500	90				

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

2. 商工業振興費	16,207	138,463	154,670	129,347	8,800	316	10. 需用費	1,872	消耗品費	90
							11. 役務費	1,466	印刷製本費	1,782
							12. 委託料	135,125	通信運搬費	
									地域共通商品券換金業務委託料	
計	195,102	138,463	333,565	129,347	8,800	316				

議案第38号

太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

法律等の改正により、太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の
一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の 一部を改正する条例(案)

太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例(平成3年太良町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

議案第39号

太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、
議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

太良町手数料徴収条例（平成12年太良町条例第5号）の一部を次のように
改正する。

第2条の表中（20）の項及び（21）の項を削り、（22）の項を
（20）の項とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（提案理由）

個人番号カードに係る制度改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案
を提出する。

議案第40号

太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例（案）

太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成5年太良町条例第
17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「若しくは」を「、重度の」に、「を有する者」を「者又は重度の
精神障害者」に改める。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 重度精神障害者の障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める表の1級に該当する
者

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に該当する助成対象者の医
療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する許可を受け
た精神病床への入院医療に要する費用の額については、助成しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（提案理由）

佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の改正に伴い、所要の改正
を行いたいため、この案を提出する。

議案第41号

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

太良町長 永淵 孝幸

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険条例（昭和34年太良町条例第94号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症)」を「(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

議案第42号

令和3年度太良町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度太良町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ7,789,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

歳入

第1表 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		702,456	2,745	705,201
	2. 国庫補助金	239,279	2,745	242,024
15. 県支出金		465,445	36,466	501,911
	2. 県補助金	197,595	36,266	233,861
	3. 委託金	20,363	200	20,563
17. 寄附金		1,100,002	1,000	1,101,002
	1. 寄附金	1,100,002	1,000	1,101,002
18. 繰入金		1,461,712	△22,781	1,438,931
	2. 基金繰入金	1,461,709	△22,781	1,438,928
20. 諸収入		145,338	10,142	155,480
	5. 雑入	94,158	10,142	104,300
21. 町債		247,700	300	248,000
	1. 町債	247,700	300	248,000
歳入	合 計	7,761,737	27,872	7,789,609

歳 出

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		80,995	△515	80,480
	1. 議会費	80,995	△515	80,480
2. 総務費		2,411,750	5,841	2,417,591
	1. 総務管理費	2,290,676	5,613	2,296,289
	2. 徴税費	78,406	567	78,973
	3. 戸籍住民基本台帳費	32,516	△339	32,177
3. 民生費		1,701,728	3,737	1,705,465
	1. 社会福祉費	1,102,094	74	1,102,168
	2. 児童福祉費	599,632	3,663	603,295
		801,674	4,955	806,629
4. 衛生費	1. 保健衛生費	521,891	5,387	527,278
	2. 清掃費	279,783	△432	279,351
6. 農林水産業費		610,779	1,803	612,582
	1. 農業費	314,915	△882	314,033

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 林業費	218,180	△271	217,909
	3. 水産業費	77,684	2,956	80,640
7. 商工費		333,565	△703	332,862
	1. 商工費	333,565	△703	332,862
8. 土木費		394,958	2,463	397,421
	1. 土木管理費	33,536	3,067	36,603
	2. 道路橋梁費	302,064	△604	301,460
9. 消防費		217,208	13,056	230,264
	1. 消防費	217,208	13,056	230,264
10. 教育費		652,864	△2,765	650,099
	1. 教育総務費	82,948	15,020	97,968
	2. 小学校費	111,752	△4,408	107,344
	3. 中学校費	98,172	△3,980	94,192
	4. 社会教育費	129,855	△5,085	124,770
	5. 保健体育費	230,137	△4,312	225,825
	合 計	7,761,737	27,872	7,789,609

第2表 地方債補正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地等災害復旧 事業債(過年災)	300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金 及び地方公共団体金融機構資金について、利 率の見直しを行った後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、 銀行その他の場合には、その債権者と協定する ものによる。ただし、町財政の都合により、据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もし くは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
14. 国庫支出金	702,456	2,745	705,201	
15. 県支出金	465,445	36,466	501,911	
17. 寄附金	1,100,002	1,000	1,101,002	
18. 繰入金	1,461,712	△22,781	1,438,931	
20. 諸収入	145,338	10,142	155,480	
21. 町債	247,700	300	248,000	
歳入合計	7,761,737	27,872	7,789,609	

(単位：千円)

(歳出)

（感 出）

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
				特 定 財 源	財 源		そ の 他	
					国県支出金	地 方 債		
1. 議会費	80,995	△515	80,480					△515
2. 総務費	2,411,750	5,841	2,417,591	△138				5,979
3. 民生費	1,701,728	3,737	1,705,465	7,315				△3,578
4. 衛生費	801,674	4,955	806,629	△4,432		4,432		4,955
6. 農林水産業費	610,779	1,803	612,582			759		1,044
7. 商工費	333,565	△703	332,862					△703
8. 土木費	394,958	2,463	397,421					2,463

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
				特	定 財 源		そ の 他	
					国県支出金	地 方 債		
9. 消防費	217,208	13,056	230,264			9,910	3,146	
10. 教育費	652,864	△2,765	650,099	200		1,600	△4,565	
歳 出 合 計	7,761,737	27,872	7,789,609	2,945		16,701	8,226	

2 歳入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 総務費国庫補助金	141,705	△138	141,567	1. 総務管理費補助金	△138	個人番号カード交付事務費補助金 (定額)	
2. 民生費国庫補助金	13,943	7,315	21,258	2. 児童福祉費補助金	7,315	子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 (10/10)	6,550
						子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 (10/10)	765
3. 衛生費国庫補助金	7,734	△4,432	3,302	1. 保健衛生費補助金	△4,432	高齢者保健事業等特別調整交付金 (2/3)	
計	239,279	2,745	242,024				

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

8. 災害復旧費県補助金	0	36,266	36,266	1. 農林水産施設災害復旧費補助金	36,266	農地等災害復旧事業費補助金 (過年災97.4%・99.6%)	
計	197,595	36,266	233,861				

(款) 15. 県支出金 (項) 3. 委託金

5. 教育費委託金	0	200	200	5. 教育総務費委託金	200	佐賀県研究指定校事業費委託金	
計	20,363	200	20,563				

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. ふるさと応援寄附金	1, 100, 000	1, 000	1, 101, 000	1. ふるさと応援寄附金	1, 000	地方創生寄附金
計	1, 100, 002	1, 000	1, 101, 002			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	128, 850	△28, 340	100, 510	1. 財政調整基金繰入金	△28, 340	財政調整基金繰入金
4. 下水道等事業基金繰入金	34, 240	759	34, 999	1. 下水道等事業基金繰入金	759	下水道等事業基金繰入金
6. スポーツ・文化振興基金繰入金	2, 750	600	3, 350	1. スポーツ・文化振興基金繰入金	600	スポーツ・文化振興基金繰入金
7. 公共施設整備基金繰入金	10, 000	△1, 000	9, 000	1. 公共施設整備基金繰入金	△1, 000	公共施設整備基金繰入金
9. ふるさと応援寄附基金繰入金	1, 127, 600	5, 200	1, 132, 800	1. ふるさと応援寄附基金繰入金	5, 200	ふるさと応援寄附基金繰入金
計	1, 461, 709	△22, 781	1, 438, 928			

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4. 雑入	94,155	10,142	104,297	1. 消防団員退職報償金	5,710	消防団員退職報償金	
				2. 雑入	4,432	高齢者保健事業等委託金	
計	94,158	10,142	104,300				

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

6. 災害復旧債	0	300	300	1. 農林水産施設等災害復旧事業債	300	農地等災害復旧事業債 (過年災)	
計	247,700	300	248,000				

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 ・ 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源			区 分	金 額	
					国県支出金	地方債	その他			
1. 議会費	80,995	△515	80,480				△515	4. 共 済 費	△515	共済組合負担金 △64
										共済組合負担金 (会計年度任用職員) △439
										共済組合事務費 (会計年度任用職員) △12
計	80,995	△515	80,480				△515			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 国県支出金	補定財		一般財源	区分	金額		
					地方債	その他					
1. 一般管理費	334,401	△8,919	325,482				△8,919	2. 給料	△8,886	一般職給 (27人→24人) 特別職給	△8,624 △262
								3. 職員手当等	△4,709	扶養手当	△497
										住居手当	450
										通勤手当	△495
										期末手当	△1,300
										勤勉手当	△1,197
										退職手当組合負担金	△1,670
								4. 共済費	4,676	共済組合負担金	△1,665
										共済組合負担金 (特別職)	△106
										共済組合事務費	△11
										社会保険料 (その他)	6,458
2. 福利厚生費	2,100	927	3,027				927	10. 需用費	927	消耗品費	
4. 企画財政管理費	758,636	13,741	772,377				13,741	4. 共済費	△1,259	共済組合負担金 (会計年度任用職員)	△1,223
										共済組合事務費 (会計年度任用職員)	△36

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
				特 国県支出金	定 財 源		一般財源			
					地方債	その他				
							18. 負担金補助及び交付金	15,000	民間賃貸住宅等建設促進事業補助金	
8. 支所管理費	7,658	△136	7,522				△136	1. 報酬	△132	行政事務職員報酬（会計年度任用職員）
								8. 旅費	△4	費用弁償
計	2,290,676	5,613	2,296,289				5,613			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					地方債	その他				
1. 税務総務費	48,508	567	49,075				567	1. 報酬	△50	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)
								2. 給料	562	一般職給
								3. 職員手当 等	893	扶養手当 住居手当 期末手当
										△115
										98
										107
								4. 共済費	△838	共済組合負担金
										△12
										△802
										△24
計	78,406	567	78,973				567			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特	定 財 源				
					国県支出金	地方債	一般財源		
1. 戸籍住民基本台帳費	32,516	△339	32,177	△138		△201	1. 報酬	△134	個人番号カード交付事務職員報酬(会計年度任用職員)
							2. 給料	178	一般職給
							3. 職員手当等	△302	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金
							4. 共済費	△77	共済組合負担金
							8. 旅費	△4	費用弁償
計	32,516	△339	32,177	△138		△201			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特	財源			区分	金額	
					国県支出金	地方債	一般財源			
i. 社会福祉総務費	167,698	2,466	170,164			2,466	2. 給料	1,480	一般職給 (8人→9人)	
							3. 職員手当等	823	扶養手当	△438
									住居手当	373
									通勤手当	85
									期末手当	301
									勤勉手当	221
									退職手当組合負担金	281
							4. 共済費	163	共済組合負担金	150
									共済組合事務費	13
4. 心身障害者福祉総務費	354,317	△848	353,469			△848	4. 共済費		共済組合負担金 (会計年度任用職員)	△824
									共済組合事務費 (会計年度任用職員)	△24
5. 国民年金費	10,070	△33	10,037			△33	4. 共済費		共済組合負担金	
7. 地域支援事業費	70,702	△1,511	69,191			△1,511	4. 共済費		共済組合負担金	△54
									共済組合負担金 (会計年度任用職員)	△1,433
計	1,102,094	74	1,102,168			74			共済組合事務費 (会計年度任用職員)	△24

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
				特	補定財源						
					国県支出金	地方債	その他				
										一般財源	
1. 児童福祉総務費	116,322	3,663	119,985	7,315			△3,652	2. 給料	432	一般職給	198
								3. 職員手当等	484	扶養手当	131
										期末手当	73
										勤勉手当	82
								4. 共済費	△4,644	共済組合負担金	103
										共済組合負担金（会計年度任用職員）	△4,622
										共済組合事務費（会計年度任用職員）	△125
								10. 需用費	20	消耗品費	
								11. 役務費	19	通信運搬費	11
										手数料	8
								12. 委託料	726	子育て世帯生活支援特別給付金交付システム改修委託料	
								18. 負担金補助及び交付金	6,550	子育て世帯生活支援特別給付金	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特		定		一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	財	源				
									22.償還金利 子及び割 引料	76	国庫支出金精算返納金
計	599,632	3,663	603,295	7,315				△3,652			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説 明		
				特 定 財 源	一般財源						
					国県支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	84,359	4,554	88,913	△4,432		4,432	4,554	2. 給料	2,829	一般職給 再任用職給 (0人→1人)	1,279 1,550
								3. 職員手当等	1,463	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末手当 期末手当 (再任用職員) 勤勉手当 勤勉手当 (再任用職員) 退職手当組合負担金	180 294 51 292 188 241 117 100
								4. 共済費	227	共済組合負担金	
								22. 償還金利息及び割引料	35	国庫支出金精算返納金	
4. 環境衛生費	115,797	833	116,630				833	2. 給料	△156	一般職給	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					地方債	その他				
								3. 職員手当 等	371	扶養手当 378 期末手当 49 勤勉手当 △26 退職手当組合負担金 △30
								4. 共 済 費	519	共済組合負担金
								12. 委 託 料	△411	衛生害虫駆除委託料
								18. 負担金補助及び交付金	510	衛生害虫駆除費補助金
計	521, 891	5, 387	527, 278	△4, 432		4, 432	5, 387			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 塵芥処理費	197, 107	△432	196, 675				△432	4. 共済費	△432 共済組合負担金 (会計年度任用職員) △420 共済組合事務費 (会計年度任用職員) △12
計	279, 783	△432	279, 351				△432		

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会費	21,530	△264	21,266				△264	4. 共 済 費	△264	共済組合負担金 △48 共済組合負担金 (会計年度任用職員) △210 共済組合事務費 (会計年度任用職員) △6
2. 農業総務費	38,155	△2,160	35,995				△2,160	2. 給 料	△982	一般職給 △180 3. 職員手当等 △786 扶養手当 △247 期末手当 △172 勤勉手当 △187 退職手当組合負担金
3. 農業振興費	66,487	△432	66,055				△432	4. 共 済 費	△392	共済組合負担金 △420 共済組合負担金 (会計年度任用職員) △12 共済組合事務費 (会計年度任用職員) △12
6. 畜産業費	9,644	827	10,471				827	18. 負担金補助及び交付金	827	養鶏農場防鳥ネット設置支援事業費補助金
7. 農地費	162,948	1,147	164,095				1,147	4. 共 済 費	△53	共済組合負担金
								12. 委 託 料	500	広域農道舗装構造調査業務委託料

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	特定財源		一般財源	区 分	金 額	
					地方債	その他				
							14. 工事請負費	700	広域農道舗装補修事業	
計	314,915	△882	314,033					△882		

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

1. 林業総務費	18,580	△63	18,517				△63	4. 共済費	△63	共済組合負担金
2. 林業振興費	17,898	△208	17,690				△208	4. 共済費	△208	共済組合負担金 (会計年度任用職員) △202 共済組合事務費 (会計年度任用職員) △6
計	218,180	△271	217,909				△271			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
				特	源					
					国県支出金	定 財				
						地方債	その他			
1. 水産業総務費	67,106	2,956	70,062		759	2,197	2. 給料	1,055	一般職給	240
							3. 職員手当等	810	扶養手当	△174
									期末手当	321
									勤勉手当	223
									退職手当組合負担金	200
							4. 共済費	332	共済組合負担金	
							27. 繰出金	759	漁業集落排水特別会計繰出金	
計	77,684	2,956	80,640		759	2,197				

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 商工総務費	92,841	△1,003	91,838				△1,003	2. 給料	△756	一般職給	102
								3. 職員手当等	6	扶養手当	238
										住居手当	△24
										通勤手当	△45
										期末手当	△121
										勤勉手当	△144
										退職手当組合負担金	
								4. 共済費	△253	共済組合負担金	
3. 観光費	85,874	300	86,174				300	10. 需用費	300	修繕料	
計	333,565	△703	332,862				△703				

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特	補定財源			一般財源	区分		金額
					国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	33,536	3,067	36,603			3,067	2. 給料	1,564	一般職給	△198	
							3. 職員手当等	1,598	扶養手当	211	
									住居手当	△144	
									通勤手当	774	
									期末手当	658	
									勤勉手当	297	
									退職手当組合負担金	714	
							4. 共済費	△95	共済組合負担金	△784	
									共済組合負担金（会計年度任用職員）	△1	
									共済組合事務費	△24	
									共済組合事務費（会計年度任用職員）		
計	33,536	3,067	36,603			3,067					

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説	明	
				特	補定財						一般財源
					国県支出金	地方債	源				
1. 道路橋梁総務費	32, 803	△604	32, 199				△604	2. 給料	△50	一般職給	△378
								3. 職員手当等	△402	扶養手当	86
										通勤手当	△92
										期末手当	△9
										勤勉手当	△9
										退職手当組合負担金	△9
								4. 共済費	△152	共済組合負担金	
計	302, 064	△604	301, 460				△604				

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 国県支出金	補定財		一般財源	区 分	金 額		
					地方債	源 その他					
2. 非常備消防費	67,754	6,266	74,020			5,710	556	7. 報償費	6,266	消防団員退職報償金 消防団員退職功労金	5,710 556
4. 防災費	22,759	6,790	29,549			4,200	2,590	13. 使用料及び賃借料	1,500	災害時宿泊施設等借上料	
								14. 工事請負費	1,000	河川カメラ設置工事	
								17. 備品購入費	4,290	防災対策用備品	
計	217,208	13,056	230,264			9,910	3,146				

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明			
				特	定財		一般財源	区			分	金	額
					国県支出金	地方債							
2. 事務局費	81,389	15,020	96,409	200			14,820	2. 給料	1,818	一般職給 (4人→5人)	153		
								3. 職員手当等	1,278	住居手当	27		
										通勤手当	436		
										期末手当	316		
										勤勉手当	346		
										退職手当組合負担金	361		
								4. 共済費	11,714	共済組合負担金	△44		
										共済組合負担金 (特別職)	△2,237		
										共済組合負担金 (会計年度任用職員)	12		
										共済組合事務費	△60		
										共済組合事務費 (会計年度任用職員)	13,682		
										社会保険料 (その他)			
								12. 委託料	210	佐賀県研究指定校事業委託料			
計	82,948	15,020	97,968	200			14,820						

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	補定財		一般財源	区 分	金 額	
					地方債	その他				
1. 学校管理費	79,019	△4,408	74,611				△4,408	4. 共済費	△4,408	共済組合負担金（会計年度任用職員） △4,290
										共済組合事務費（会計年度任用職員） △118
計	111,752	△4,408	107,344				△4,408			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	54,485	△3,980	50,505				△3,980	4. 共済費	△3,980	共済組合負担金 (会計年度任用職員) △3,874 共済組合事務費 (会計年度任用職員) △106
計	98,172	△3,980	94,192				△3,980			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特	財源			区 分	金 額		
					国県支出金	地方債	源 その他				
											一般財源
1. 社会教育総務費	64,074	△2,978	61,096				△2,978	2. 給料	△1,831	一般職給 再任用職給 (3人→2人)	△282 △1,549
								3. 職員手当等	△524	扶養手当 住居手当 期末手当 期末手当 (再任用職員) 勤勉手当 勤勉手当 (再任用職員) 退職手当組合負担金	△180 174 △105 △188 △55 △116 △54
								4. 共済費	△623	共済組合負担金 共済組合負担金 (会計年度任用職員) 共済組合事務費 (会計年度任用職員)	△251 △360 △12
3. 公民館費	8,558	△415	8,143				△415	4. 共済費	△415	共済組合負担金 (会計年度任用職員) 共済組合事務費 (会計年度任用職員)	△403 △12

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額	
					国県支出金	地方債	その他			
5. 文化財保護費	12,474	△415	12,059				△415	4. 共済費	△415	共済組合負担金（会計年度任用職員）△403 共済組合事務費（会計年度任用職員）△12
6. 図書館費	34,569	△1,277	33,292				△1,277	4. 共済費	△1,277	共済組合負担金（会計年度任用職員） △1,241
計	129,855	△5,085	124,770				△5,085			共済組合事務費（会計年度任用職員）△36

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特	定		一般財源	区分	金額		
					国県支出金	地方債					源
1. 保健体育総務費	26,218	△206	26,012			600	△806	4. 共済費	△866	共済組合負担金（会計年度任用職員）△842 共済組合事務費（会計年度任用職員）△24	
2. 体育施設費	111,330	1,400	112,730			1,000	400	12. 委託料 10. 需用費 14. 工事請負費	660 400 1,000	サッカー教室開催業務委託料 消耗品費 B & G運動広場周辺整備事業	
3. 学校給食費	92,589	△5,506	87,083				△5,506	4. 共済費	△5,541	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職員） 共済組合事務費（会計年度任用職員） △5,356 △153	
計	230,137	△4,312	225,825			1,600	△5,912	8. 旅費	35	費用弁償	

補正予算給与費明細書

(単位：千円)

1 特別職

区	分	職員数	給 与					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	その 他 の 手 当	計			
補正後	長等	3		21,902	7,116 (3.35)	6,701	35,719	2,978	38,697	
	議員	11	33,240		10,672 (3.35)		43,912	10,810	54,722	
	その他	807	20,873				20,873		20,873	
	計	821	54,113	21,902	17,788	6,701	100,504	13,788	114,292	
補正前	長等	3		22,164	7,116 (3.35)	6,701	35,981	3,128	39,109	
	議員	11	33,240		10,672 (3.35)		43,912	10,810	54,722	
	その他	807	20,873				20,873		20,873	
	計	821	54,113	22,164	17,788	6,701	100,766	13,938	114,704	
比較	長等			△ 262			△ 262	△ 150	△ 412	
	議員									
	その他									
	計			△ 262			△ 262	△ 150	△ 412	

2 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	97 (77) [7]	127,824	359,282	294,355	781,461	115,085	896,546	
補正前	98 (77) [7]	128,140	361,763	293,352	783,255	147,038	930,293	
比較	△1 (0) [0]	△ 316	△ 2,481	1,003	△ 1,794	△ 31,953	△ 33,747	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	16,275	109,812	65,419	3,570	7,272	3,215
	補正前	16,892	109,169	65,135	1,902	7,272	3,543
	比較	△ 617	643	284	1,668	0	△ 328

職員手当 の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後		21,054	22	306	67,410
	補正前		21,054	22	306	68,057
	比較		0	0	0	△ 647

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	97 [7]		346,884 [12,398]	265,606 [2,748]	612,490 [15,146]	115,085 [0]	727,575 [15,146]	
補正前	98 [7]		349,366 [12,397]	264,489 [2,747]	613,855 [15,144]	115,815 [0]	729,670 [15,144]	
比較	△1 [0]		△2,482 [1]	1,117 [1]	△1,365 [2]	△730 [0]	△2,095 [2]	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	16,275 [0]	82,310 [1,501]	64,486 [933]	3,570 [0]	7,272 [0]	3,065 [150]
	補正前	16,892 [0]	81,552 [1,501]	64,203 [932]	1,902 [0]	7,272 [0]	3,393 [150]
	比較	△617 [0]	758 [0]	283 [1]	1,668 [0]	0 [0]	△328 [0]

職員手当 の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後		20,890 [164]	22 [0]	306 [0]	67,410 [0]
	補正前		20,890 [164]	22 [0]	306 [0]	68,057 [0]
	比較		0 [0]	0 [0]	0 [0]	△647 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの
再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは7人)

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(77) 0	127,824		26,001	153,825	0	153,825	
補正前	(77) 0	128,140		26,116	154,256	31,223	185,479	
比較	(0) 0	△ 316		△ 115	△ 431	△ 31,223	△ 31,654	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
			26,001				
			26,116				
			△ 115				

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの
 会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは76人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位: 千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
		給与改定に伴う増減分			
給 料	△ 2,482 [1]	昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,482 [1]		
職 員 手 当	1,117 [1]	制度改正に伴う増減分			
				扶養手当	△ 617 [0]
				期末手当	758 [0]
				勤勉手当	283 [1]
				住居手当	1,668 [0]
			1,117 [1]	通勤手当	△ 328 [0]
		その他の増減分		退職手当組合負担金	△ 647 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普通債	補正前 (A)	4,561,220	4,541,129	247,700	489,500	4,299,329
	補正 (B)		△ 29,500			△ 29,500
	補正後 (C)	4,561,220	4,511,629	247,700	489,500	4,269,829
	補正前 (A)	3,674,215	3,634,890	170,000	353,683	3,451,207
	補正 (B)		△ 29,500			△ 29,500
(9)その他	補正後 (C)	3,674,215	3,605,390	170,000	353,683	3,421,707
	補正前 (A)	1,643,998	1,683,511		161,936	1,521,575
	補正 (B)		△ 29,500			△ 29,500
	補正後 (C)	1,643,998	1,654,011		161,936	1,492,075
	補正前 (A)	33,067	104,870		4,864	100,006
2. 災害復旧債	補正 (B)		△ 66,800	300		△ 66,500
	補正後 (C)	33,067	38,070	300	4,864	33,506
	補正前 (A)	7,746	9,909		1,492	8,417
	補正 (B)		△ 2,400	300		△ 2,100
	補正後 (C)	7,746	7,509	300	1,492	6,317
(1)農林水産	補正前 (A)	25,321	94,961		3,372	91,589
	補正 (B)		△ 64,400			△ 64,400
	補正後 (C)	25,321	30,561		3,372	27,189
	補正前 (A)	4,594,287	4,645,999	247,700	494,364	4,399,335
	補正 (B)		△ 96,300	300		△ 96,000
(2)土木	補正後 (C)	4,594,287	4,549,699	248,000	494,364	4,303,335
	補正前 (A)					
合 計	補正後 (C)					
	補正前 (A)					

議案第43号

令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 歳出予算補正」による。

令和3年6月4日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		15,957	△84	15,873
	1. 総務管理費	10,872	△84	10,788
3. 国民健康保険事業費納付金		355,000	△417	354,583
	1. 医療給付費分	255,623	△316	255,307
	2. 後期高齢者支援金等分	68,683	446	69,129
	3. 介護納付金分	30,694	△547	30,147
6. 保健事業費		20,691	△2	20,689
	1. 特定健康診査等事業費	18,003	△2	18,001
10. 予備費		43,223	503	43,726
	1. 予備費	43,223	503	43,726
歳出合計	計	1,405,000	0	1,405,000

歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 国県支出金	定 財 源		一 般 財 源
					地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	15,957	△84	15,873				△84
3. 国民健康保険事業費納付金	355,000	△417	354,583				△417
6. 保健事業費	20,691	△2	20,689				△2
10. 予備費	43,223	503	43,726				503
歳 出 合 計	1,405,000	0	1,405,000				

2 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	補定財		一般財源	区分	金額	
					地方債	源 その他				
I. 一般管理費	9,990	△84	9,906				△84	4. 共済費	△84	共済組合負担金（会計年度任用職員）△395 共済組合事務費（会計年度任用職員）△12 社会保険料（その他）323
計	10,872	△84	10,788				△84			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 1. 医療給付費分

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特 国県支出金	補定財		源 その他	一般財源	区 分	金額	
					地方債						
1. 一般被保険者医療給付費分	255,622	△1,603	254,019					△1,603	18. 負担金補助及び交付金	△1,603	一般被保険者医療給付費分
2. 退職被保険者等医療給付費分	1	1,287	1,288					1,287	18. 負担金補助及び交付金	1,287	退職被保険者等医療給付費分
計	255,623	△316	255,307					△316			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 2. 後期高齢者支援金等分

1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	68,682	△7	68,675					△7	18. 負担金補助及び交付金	一般被保険者後期高齢者支援金等分
2. 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	1	453	454					453	18. 負担金補助及び交付金	退職被保険者等後期高齢者支援金等分
計	68,683	446	69,129					446		

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 3. 介護納付金分

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特 定 財 源	一般財源		区 分	金 額			
					国県支出金	地方債			その他		
1. 介護納付金 分	30,694	△547	30,147				△547	18. 負担金補助及び交付金	△547	介護納付金分	
計	30,694	△547	30,147				△547				

(款) 6. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	18,003	△2	18,001				△2	1. 報酬	95	看護師報酬 (会計年度任用職員)
								4. 共済費	△97	共済組合負担金 (会計年度任用職員) △451 共済組合事務費 (会計年度任用職員) △12 社会保険料 (その他) 366
計	18,003	△2	18,001				△2			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	43,223	503	43,726				503			
計	43,223	503	43,726				503			

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(2) 0	3,770		758	4,528	4,624	
補正前	(2) 0	3,675		758	4,433	5,399	
比較	(0) 0	95		0	95	△ 775	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後		758				
	補正前		758				
	比較		0				

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後					
	補正前					
	比較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(2) 0	3,770		758	4,528	96	4,624	
補正前	(2) 0	3,675		758	4,433	966	5,399	
比較	(0) 0	95		0	95	△ 870	△ 775	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
			758				
			758				
	比較		0				

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	比較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		36,740	759	37,499
	1. 一般会計繰入金	36,740	759	37,499
歳入	合 計	46,100	759	46,859

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 事業費		28,125	759	28,884
	1. 事業費	28,125	759	28,884
歳 出 合 計		46,100	759	46,859

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
4. 繰入金	36,740	759	37,499	
歳入合計	46,100	759	46,859	

(単位：千円)

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
				特 定 財 源	そ の 他			
					国 庫 支 出 金	地 方 債		
1. 事業費	28,125	759	28,884			759		
歳 出 合 計	46,100	759	46,859			759		

2 歳 入

(款) 4. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1. 一般会計繰入金	36,740	759	37,499	1. 一般会計繰入金	759	一般会計繰入金	
計	36,740	759	37,499				

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特	補定財		一般財源	区分	金額		
					国県支出金	地方債					その他
1. 一般管理費	5,289	759	6,048			759		2. 給料	538	一般職給	198
								3. 職員手当等	147	扶養手当	△318
										住居手当	△86
										通勤手当	157
										期末手当	94
										勤勉手当	102
										退職手当組合負担金	
								4. 共済費	74	共済組合負担金	
計	28,125	759	28,884			759					

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1		3,014	2,076	5,090	836	5,926	
補正前	1		2,476	1,929	4,405	762	5,167	
比較	0		538	147	685	74	759	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	198	680	525	0		0
	補正前	0	523	431	318		86
	比較	198	157	94	△ 318		△ 86

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後		100	573
	補正前		100	471
	比較		0	102

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
	538	昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	538		
職 員 手 当		制度改正に伴う増減分			
	147			扶養手当 198	
				期末手当 157	
				勤勉手当 94	
			147	住居手当 △ 318	
		その他の増減分		通勤手当 △ 86	
				退職手当組合負担金 102	

議案第45号

令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、

「第1表 歳出予算補正」による。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

歳 出

第1表 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 事業費		52,585	△268	52,317
	1. 総務費	27,269	△268	27,001
4. 予備費		9,178	268	9,446
	1. 予備費	9,178	268	9,446
歳 出 合 計		144,000	0	144,000

歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特	定 財 源		そ の 他	
					国県支出金	地 方 債		
1. 事業費	52,585	△268	52,317					△268
4. 予備費	9,178	268	9,446					268
歳 出 合 計	144,000	0	144,000					

2 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	財 源			区 分	金 額	
					国県支出金	地方債	一般財源			
1. 総務費	27,269	△268	27,001			△268	2. 給料	△125	一般職給	24
							3. 職員手当 等	△47	通勤手当	△26
									期末手当	△21
									勤勉手当	△24
									退職手当組合負担金	
							4. 共済費	△96	共済組合負担金	
計	27,269	△268	27,001			△268				

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	9,178	268	9,446			268			
計	9,178	268	9,446			268			

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	3		8,352	6,202	14,554	17,132	
補正前	3		8,477	6,249	14,726	17,400	
比較	0		△ 125	△ 47	△ 172	△ 268	

職員手当 の内訳	区分	分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	補正後	540	1,926	1,492			48
		補正前	540	1,952	1,513			24
		比較	0	△ 26	△ 21			24

職員手当 の内訳	区分	分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後	補正後		609	1,587
		補正前		609	1,611
		比較		0	△ 24

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 125	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 125		
職 員 手 当	△ 47	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 47	期末手当	△ 26
				勤勉手当	△ 21
				通勤手当	24
				退職手当組合負担金	△ 24

議案第46号

令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度太良町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事 業 費	56,800千円	0千円	56,800千円
第1項	営 業 費 用	45,679千円	△890千円	44,789千円
第4項	予 備 費	8,365千円	890千円	9,255千円

第3条 予算第5条（1）中「16,630千円」を「15,740千円」に改める。

令和3年6月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 3 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出
支

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説	明
1 事業費			56,800	0	56,800		
	1 営業費用		45,679	△890	44,789		
		2 配水及び給水費	18,927	△30	18,897		
		4 総係費	10,948	△860	10,088		
	4 予備費		8,365	890	9,255		
		1 予備費	8,365	890	9,255		
収 益 的 支 出 合 計			56,800	0	56,800		

令和 3 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書
収益的収入及び支出

(支出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
1 事業費		56,800	0	56,800			
1 営業費用		45,679	△890	44,789			
	2 配水及び給水費	18,927	△30	18,897			
					3 賞与引当金繰入額	△3	法定福利費(期末・勤勉手当分)
					4 法定福利費	△27	職員共済費
	4 総係費	10,948	△860	10,088			
					1 給料	△460	企業職給
					2 手当等	△183	通勤手当 扶養手当 期末手当 勤勉手当
							△62 198 △108 △123

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説	明
							退職手当組合費	△88
					3 賞与引当金繰入 額	△94	期末手当分	△35
							勤勉手当分	△41
							法定福利費 (期末・勤勉手当分)	△18
					4 法定福利費	△123	職員共済費	
4 予備費		8,365	890	9,255				
	1 予備費	8,365	890	9,255				
					1 予備費	890		
収益の支出合計		56,800	0	56,800				

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位: 人、千円)

区	分	職員数		給与費				法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,759	5,731	13,490	2,250	15,740
	資本勘定支弁職員								
	合計		2		7,759	5,731	13,490	2,250	15,740
補正前	損益勘定支弁職員		2		8,219	5,990	14,209	2,421	16,630
	資本勘定支弁職員								
	合計		2		8,219	5,990	14,209	2,421	16,630
比較	損益勘定支弁職員		0		△ 460	△ 259	△ 719	△ 171	△ 890
	資本勘定支弁職員								
	合計		0		△ 460	△ 259	△ 719	△ 171	△ 890

手当の内訳	区分	扶養手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住居手当	合計
	補正後	378		3,168	110	600	1,475		5,731
	補正前	180		3,475	172	600	1,563		5,990
	比較	198		△ 307	△ 62	0	△ 88		△ 259

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
		給与改定に伴う増減分			
給 料	△ 460	昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 460		
		制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
職 員 手 当	△ 259	そ の 他 の 増 減 分	△ 259	扶養手当 198 △ 143 勤勉手当 △ 164 通勤手当 △ 62 退職手当組合負担金 △ 88	

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	発議第 1 号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

追 加 提 出 議 案 目 録

発議第1号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記のとおり

令和3年6月11日

太良町議会議長 坂 口 久 信

令和3年 6月11日

太良町議会議長
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	川下武則
賛成者	太良町議会議員	山口一生
〃	〃	西田辰実
〃	〃	松崎近
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	久保繁幸

太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を別紙のように提出する。

(別紙)

太良町議会会議規則の一部を改正する規則

太良町議会会議規則(昭和39年太良町規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第86条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に改め、「押印」の前に「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(改正理由)

「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴い、太良町議会会議規則の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。